

子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
児童福祉施設	児童福祉法 第7条第1項	次に掲げる施設をいう。	—	—
助産施設	児童福祉法 第36条	保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を入所させて、分娩の介助、分娩前後の処置及び看護をする施設	第二種社会福祉事業	助産施設
乳児院	児童福祉法 第37条	保護者のいない乳幼児及び保護者の事情で家庭での養育が困難又は不適當な乳幼児を預かって養育する施設。短時間の利用や子育てに関する相談なども行う。対象者は、原則として乳児（1歳未満）だが、特に必要がある場合は、小学校就学前の幼児も入所できる。	第一種社会福祉事業	乳児院
母子生活支援施設	児童福祉法 第38条	18歳未満の子どものいる母子家庭などで、離婚等により生活や子どもの養育が困難となった場合、母子を共に入所させて保護し、自立支援のための就労、家庭生活、児童の教育等に関する相談や助言を行う施設。DVなどの被害者の一時保護も行う。	第一種社会福祉事業	母子生活支援施設
保育所（認可保育所）	児童福祉法 第39条第1項	⇒（特定）教育・保育施設	第二種社会福祉事業	保育所
幼保連携型認定こども園	児童福祉法 第39条の2第1項 認定こども園法 第2条第7項	⇒（特定）教育・保育施設	第二種社会福祉事業	幼保連携型認定こども園
児童厚生施設	児童福祉法 第40条	遊び通じて子どもを健全に育成することを目的とする施設で、児童遊園、児童館などがあり、児童の遊びを指導する児童厚生員がいる。子どもの意思で自由に利用することができる唯一の児童福祉施設。いじめ、虐待等の課題の早期発見など福祉的機能も期待されている。	第二種社会福祉事業	児童厚生施設
児童養護施設	児童福祉法 第41条	保護者のいない児童、虐待されている児童、家庭環境や様々な事情により家庭での養育が難しい児童を入所させて養護を行う施設。また、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も併せて行う。	第一種社会福祉事業	児童養護施設
障害児入所施設	児童福祉法 第42条	⇒障がい分野の事業	第一種社会福祉事業	障害児入所施設
児童発達支援センター	児童福祉法 第6条の2の2第2項 第43条	⇒障がい分野の事業	第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業
児童心理治療施設	児童福祉法 第43条の2	軽度の情緒障がいや有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、情緒障がいを治療し、また、退所した者について相談その他の援助を行い、自立のための援助を行う施設	第一種社会福祉事業	児童心理治療施設
児童自立支援施設	児童福祉法 第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る施設	第一種社会福祉事業	児童自立支援施設

子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	児童家庭支援センター	児童福祉法 第44条の2第1項	児童養護施設等の入所型施設に付設され、児童と家庭に関する相談・助言、児童相談所からの委託による指導、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行う施設	第二種社会福祉事業	児童家庭支援センター
(特定) 教育・保育施設		子ども・子育て支援法 第7条第4項 第27条第1項	次に掲げる施設をいう。 施設型給付費の支給に係る施設として市町村長が確認した教育・保育施設を「特定教育・保育施設」という。 施設型給付費とは、施設の運営費用に対する財政措置。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、本来は保護者に対して支払われる給付費を各施設が代理して市町村に請求する（法定代理受領方式）。 特定教育・保育施設を利用するには、保育の必要性について市町村の認定を受けることが必要（支給認定）。保育料は、国が定める基準によって算定される（公定価格）。	—	—
	保育所（認可保育所）	児童福祉法 第39条第1項	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員は20人以上）	第二種社会福祉事業	保育所
	認定こども園	認定こども園法 第2条第6項	小学校就学前の子どもに対する教育・保育及び地域の保護者に対する子育て支援を一体的に行う施設で、次の機能を備え、都道府県が条例で定める基準を満たすものは、都道府県知事の認定を受けることができる。 (1) 就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能 (2) 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能	—	—
	幼保連携型認定こども園	認定こども園法 第2条第7項	<学校かつ児童福祉施設> 幼稚園的機能（学校）と保育所的機能（児童福祉施設）の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。設置者は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみ（認定こども園法第12条）。	第二種社会福祉事業	幼保連携型認定こども園
	幼稚園型認定こども園	認定こども園法第3条 第1項、第3項 幼保連携型認定こども園以外の基準告示 第一の一	<学校（幼稚園＋保育所機能）> 幼稚園（学校）が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるタイプ。設置者は、国、地方公共団体、学校法人のみ（学校教育法第2条。経過措置あり）。	—	—
	保育所型認定こども園	認定こども園法第3条 第1項 幼保連携型認定こども園以外の基準告示 第一の二	<児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）> 認可保育所（児童福祉施設）が、保育と必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えるタイプ。	第二種社会福祉事業	保育所
	地方裁量型認定こども園	認定こども園法第3条 第1項 幼保連携型認定こども園以外の基準告示 第一の三	<幼稚園機能＋保育所機能> 認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	—	—
	幼稚園 (新制度移行園、施設型給付)	子ども・子育て支援法 第27条第1項 第31条第1項	幼稚園のうち、市町村計画で把握された教育ニーズに対応するための施設型給付費の対象施設として市町村長の確認を受けた（特定教育・保育施設となった）もの。	(公益事業)	(幼稚園)

子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	幼稚園 (従来型、私学助成)	学校教育法 第22条	3歳になった春から小学校入学前までの幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。国、地方公共団体、学校法人のほか、当分の間、学校法人以外の者も設置できる(学校教育法第2条、同法附則第6条)。特定教育・保育施設ではないので支給認定は不要。また、入園料・保育料は、各園が定める。	(公益事業)	(幼稚園)
家庭的保育事業等 ＝(特定)地域型保育事業		児童福祉法 第24条第2項 子ども・子育て支援法 第7条第5項、第29条第1項	次に掲げる事業をいう。 地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市町村長が確認した地域型保育を行う事業者を「特定地域型保育事業者」という。	—	—
	家庭的保育事業	児童福祉法 第6条の3第9項	保育を必要とする0歳児から2歳児までの乳児・幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、定員5人以下の家庭的な雰囲気の下できめ細やかな保育を行う事業	公益事業	家庭的保育事業
	小規模保育事業	児童福祉法 第6条の3第10項	保育を必要とする0歳児から2歳児までの乳児・幼児について、定員6人以上19人以下の比較的小規模な施設において、家庭的保育に近い雰囲気の下できめ細やかな保育を行う事業。主な基準は次のとおり。	第二種社会福祉事業 (定員9人以下は公益事業)	小規模保育事業
	小規模保育事業A型	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 第28条～第30条	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数:保育所の配置基準+1人 ・職員資格:保育士(全員) ・定員:6人以上19人以下 ・保育室の面積:0・1歳児…1人当たり3.30㎡/2歳児…1人当たり1.98㎡ 		
	小規模保育事業B型	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 第31条～第32条	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数:保育所の配置基準+1人 ・職員資格:1/2以上が保育士 ・定員:6人以上19人以下 ・保育室の面積:0・1歳児…1人当たり3.30㎡/2歳児…1人当たり1.98㎡ 		
	小規模保育事業C型	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 第33条～第36条	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数:0～2歳児3:1(補助者を置く場合は5:2) ・職員資格:家庭的保育者 ・定員:6人以上10人以下 ・保育室の面積:1人当たり3.30㎡ 		
	居宅訪問型保育事業	児童福祉法 第6条の3第11項	保育を必要とする0歳児から2歳児までの乳児・幼児について、利用者の居宅において、家庭的保育者が保育を行う事業	公益事業	居宅訪問型保育事業
	事業所内保育事業	児童福祉法 第6条の3第12項	企業などが0歳児から2歳児までの乳児・幼児を対象に、従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもについて、事業所の施設等において、保育を行う事業	公益事業	事業所内保育事業
地域子ども・子育て支援事業		子ども・子育て支援法 第59条	市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。実施主体は市町村だが、市町村が認めた者に委託することができる。	—	—
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	児童福祉法 第6条の3第2項	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	第二種社会福祉事業	放課後児童健全育成事業

子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)	
子育て短期支援事業	児童福祉法 第6条の3第3項	保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等において、一時的に児童を預かる事業。次の2つの種類がある。	第二種社会福祉事業	子育て短期支援事業	
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子育て短期支援事業実施要綱3(1)			保護者の疾病や仕事等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で7日間程度預かる。
	夜間養護等（トワイライトステイ）事業	子育て短期支援事業実施要綱3(2)			保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	児童福祉法 第6条の3第4項	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育て育成できる環境整備を図る事業	第二種社会福祉事業	乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	児童福祉法 第6条の3第5項	子育てに不安や孤立感を抱えていたり、様々な理由で子どもの養育支援を必要としている家庭に対して、保健師、助産師、保育士等を派遣し、育児や家事の援助及び指導助言を行う事業	第二種社会福祉事業	養育支援訪問事業	
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	児童福祉法 第6条の3第6項	身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、概ね0歳から3歳までの乳幼児とその保護者が一緒に遊んで過ごせる場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業	第二種社会福祉事業 (子育てひろば事業I型は、市独自事業のため公益事業)	地域子育て支援拠点事業	
	(子育てひろば事業I型) (簡易型) (市独自事業、都・規定なし)	児童福祉法 第48条の4第1項 町田市マイ保育園 事業加算補助金交付要綱第3第5号			在宅子育て家庭が地域の認可保育園に登録することで、子育て相談や身長・体重測定等が受けられる「マイ保育園事業」を行うほか、次の事業を行う。 ・地域の子育て関連情報の提供（子育て情報提供事業） ・1週当たり5時間以上の子育て等に関する相談・援助（子育て相談事業） ・1年当たり2回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等
	子育てひろば事業II型 (都単型) 都・子育てひろば事業A型	児童福祉法 第6条の3第6項 町田市マイ保育園 事業加算補助金交付要綱第3第6号			マイ保育園事業を行うほか、次の事業を行う。 ・主として概ねおおむね3歳未満の児童及び保護者の交流の場の提供と交流の促進（つどいの場提供事業） ・子育て情報提供事業 ・1週当たり3日以上かつ1日当たり3時間以上の子育て相談事業 ・1年当たり3回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等
	子育てひろば事業III型 (基礎型) 都・子育てひろば事業B型	児童福祉法 第6条の3第6項 町田市マイ保育園 事業加算補助金交付要綱第3第7号			マイ保育園事業を行うほか、1週当たり3日以上かつ1日5時間以上拠点施設を開設し、次の事業を行う。 ・つどいの場提供事業 ・子育て情報提供事業 ・子育て相談事業 ・1月当たり1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等 ・一時預かり事業又は未就学児のいる家庭への訪問活動等

子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	子育てひろば事業Ⅳ型 (拠点型) 都・子育てひろば事業B型	児童福祉法 第6条の3第6項 町田市マイ保育園 事業加算補助金交 付要綱第3第8号	マイ保育園事業を行うほか、1週当たり5日以上かつ1日6時間以上拠点 施設を開設し、次の事業を行う。 ・つどいの場提供事業 ・子育て情報提供事業 ・子育て相談事業 ・1月当たり1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等 ・一時預かり事業又は未就学児のいる家庭への訪問活動等		
	子育てひろば事業Ⅴ型 (地域子育て相談センター) 都・子育てひろば事業C型	児童福祉法 第6条の3第6項	町田市では、子育て推進課により市立保育園5か所に地域子育て相談 センターを設置し、次の事業を行っている。 ・地域の子育て関係機関ネットワークの構築・推進 ・子育てに関する相談・支援 ・支援を必要とする児童等に関する相談・支援 ・乳幼児とその家族等が相互の交流を行う場所の提供 ・地域の子育てに関する情報の集約・提供 ・ボランティアの受入れ・養成等		
一時預かり事業		児童福祉法 第6条の3第7項	保護者の傷病等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とするとき、ま た、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所 等において児童を一時的に預かる事業。次の4つの方法がある。	第二種社会福祉事業	一時預かり事業
	一般型 (基幹型加算)	一時預かり事業実 施要綱4(1)	保育所、地域子育て支援拠点等において、乳幼児を一時的に預かるも の。 休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算する。		
	幼稚園型	一時預かり事業実 施要綱4(2)	幼稚園の在園児を主な対象として一時預かり事業を実施するもの。 従前の幼稚園における「預かり保育」の後継。 従前から、幼稚園では通常の教育時間の前後や長期休業期間中など に、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に「預かり保育」が 行われていた。預かり保育に対しては私学助成等により財政支援が行 われているが、従前の幼稚園が認定こども園又は施設型給付を受ける 幼稚園に移行するに伴い、原則として一時預かり事業に移行した。 一時預かり事業として預かり保育を実施する場合の位置付けは、教育 課程に係る教育時間外の教育活動（学校教育法第25条、幼稚園教育要 領）、かつ、第二種社会福祉事業（児童福祉法第6条の3第7項）。		
	余裕活用型	一時預かり事業実 施要綱4(3)	保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の 範囲内で一時預かり事業を実施するもの。		
	居宅訪問型	一時預かり事業実 施要綱4(4)	居宅訪問型保育事業者により、児童の居宅において一時預かりを実施 するもの。		
延長保育事業		子ども・子育て支援法 第59条第2号	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の 日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業	(本体事業と一体的に 実施するので定款への 記載は不要)	—
	一般型	延長保育事業実施 要綱4(1)	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業 所内保育事業所、駅前など利便性の高い場所、公共の施設の空き部屋 等において行う。		

子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	訪問型	延長保育事業実施要綱4(2)	居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合、又は保育所等の施設における利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅において行う。		
病児保育事業		児童福祉法第6条の3第13項	病中又は病気の回復期にあることから集団保育が困難であって、保護者が勤務等の理由により家庭で保育できない児童に対し、保育所、医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業。次の4つの事業類型がある。	第二種社会福祉事業 (常時保護を受ける者が20人に満たない場合は、公益事業)	病児保育事業
	病児対応型	病児保育事業実施要綱4(1)	児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合に、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する。		
	病後児対応型	病児保育事業実施要綱4(2)	児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間に、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する。		
	体調不良児対応型	病児保育事業実施要綱4(3)	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所時に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する。		
	非施設型（訪問型）	病児保育事業実施要綱4(4)	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育する。		
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	児童福祉法第6条の3第14項	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）からなる会員組織で、仕事と育児の両立を支援するため、会員同士で地域において育児に関する援助活動を行う事業。 町田市では、(社)町田市社会福祉協議会が運営している。	第二種社会福祉事業	子育て援助活動支援事業	
利用者支援事業	子ども・子育て支援法第59条第1号	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。町田市では、子育て推進課により市立保育園5か所に地域子育て相談センターを設置するほか、保育・幼稚園課管理系の保育コンシェルジュ及び保健予防課母子保健係の保健師による面接によって事業を行っている。	第二種社会福祉事業	児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法第59条第3号	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加費用等を助成する事業	—	—	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	子ども・子育て支援法第59条第4号	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業	—	—	
その他要保護児童等の支援に資する事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	子ども・子育て支援法第59条第8号	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関の職員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業	—	—	
妊婦健康診査	母子保健法第13条第1項	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	—	—	
その他	児童自立生活援助事業 (自立支援ホーム)	児童福祉法第6条の3第1項	義務教育修了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業	第二種社会福祉事業	児童自立生活援助事業

子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)	
	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	児童福祉法 第6条の3第8項	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童について、養育者の家庭に迎え入れて養育を行う事業	第二種社会福祉事業	小規模住居型児童養育事業	
仕事・子育て両立支援事業		子ども・子育て支援法 第59条の2第1項	子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育事業等を行う企業に対して、政府が行う助成・援助事業	—	—	
企業主導型保育事業		企業主導型保育事業費補助金実施要綱	2016年度から内閣府が開始した企業向けの助成制度を利用して行う認可外の事業所内保育事業。子ども・子育て拠出金を財源として公益財団法人児童育成協会が助成する。利用者は、事業を実施する企業と直接契約する。運営・設置基準は、事業所内保育事業とほぼ同様。次の3類型がある。	(公益事業) (通常は想定されない)	—	
		単独設置型・共同設置型	要綱第3の1(1)			企業が、自ら事業所内保育施設を設置し、事業を実施するもの。
		共同利用型	要綱第3の1(2)			保育事業実施者が設置した認可外保育施設を、企業が活用するもの。
		保育事業者設置型	要綱第3の1(3)			既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の企業が活用するもの。
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		ベビーシッター派遣事業実施要綱	残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを就労のために利用した場合に、その労働者が支払う利用料の一部又は全部を内閣府が助成する事業	(公益事業) (通常は想定されない)	—	
認可外保育施設 (広義)		—	認可保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園以外の子どもを預かる施設(保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含む。)の総称。 施設の名称は、保育所、保育園、保育室、託児所、ベビールームなど様々。施設・設備や保育の内容も、施設によって相当異なっている。 すべての施設が、都道府県が行う指導監督の対象となる。 認可保育所という制度になじまない、特定の子どもを預かる施設や特徴的な教育プログラムを実践する施設もあり、認可保育所より劣っていると一概にはいえない。	(公益事業) (通常は想定されない)	—	
		保育機能施設	認定こども園法 第2条第4項			1日に保育する子どもの数が6人以上の認可外保育施設(臨時に設置される施設を除く。)のこと。
		認証保育所	東京都認証保育所事業実施要綱			2001年に創設された東京都独自の基準により設置された保育所。認可保育所よりも開所時間が長く(7~20時の13時間開所が基本)、全施設で0歳児保育を行うなど、共働き世帯などの都市型保育ニーズに対応している。定員・施設面積などの設置基準は認可保育所より緩やかで、A型(駅前基本型)とB型(小規模・家庭的)の2種類がある。
		認可外保育施設 (狭義)	第59条の2第1項 認可外保育施設指導監督基準			認可外保育施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に届け出たもの。1日に保育する子どもの数が6人以上の施設は、届出の義務がある。 都内では、すべての施設が開設・変更・廃止・休止の届出を行う必要がある。また、開設・運営に当たっては、児童の安全及び適切な保育水準確保の観点から「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める基準を満たす必要がある。

子ども分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
認可外（無届）		児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく都道府県知事への届出をしていない認可外保育施設	—	—